



2023年1月25日

各 位

会 社 名 株式会社Macbee Planet
代 表 者 名 代表取締役社長 千葉 知裕
(コード番号：7095 東証グロース)
問 合 せ 先 経営企画室長 川上 昂士
(TEL 03-3406-8858)

譲渡制限付株式としての新株式発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式としての新株式発行（以下「本新株発行」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 発行の概要

(1) 払込期日	2023年4月14日
(2) 発行する株式の種類及び数	当社普通株式 1,668 株
(3) 発行価額	1株につき 11,990円
(4) 発行総額	19,999,320円
(5) 割当予定先	当社の従業員 4名 1,668 株
(6) その他	本新株発行については、金融商品取引法による有価証券 通知書を提出しております。

(注1) 発行する株式数は、本新株発行に係る会社法上の募集株式数であり、2023年1月24日の東京証券取引所における当社普通株式の終値である11,990円を基準として算出した見込数です。実際に発行する株式数は、発行数に発行価額を乗じた金額が約20,000,000円になる数とし、2023年2月8日に決定します。

(注2) 発行価額は、本新株発行に係る会社法上の払込金額であり、2023年1月24日の東京証券取引所における当社普通株式の終値である11,990円を基準として算出した見込額です。実際の発行価額は、①2023年1月24日（取締役会決議日の前営業日）の終値である11,990円及び②2023年1月25日から2023年2月8日までの各取引日の終値の平均値（終値のない日数を除き、1円未満の端数を切り上げます。）のうち、より高い金額とし、2023年2月8日に確定します。

(注3) 発行総額は、本新株発行に係る会社法上の払込金額の総額であり、2023年1月24日の東京証券取引所における当社普通株式の終値である11,990円を基準として算出した見込額です。実際の発行総額は、上記（注2）に記載の方法により2023年2月8日に確定します。

2. 発行の目的及び理由

当社は、当社グループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、当社の従業員4名（以下「対象者」といいます。）に対して金銭債権を支給し、それを現物出資させて本新株発行として当社普通株式を付与することを決議いたしました。これは、対象者の職位に応じ、当社普通株式を付与するものです。また、中長期的かつ継続的な勤務を促す観点から、付与する株式には譲渡制限を設けることとし、その期間を約1年3か月と設定いたしました。

対象者は、支給された金銭債権の全部を現物出資財産として給付し、当社が本新株発行により割り当てる当社普通株式（以下「本割当株式」といいます。）を引き受けることとなります。また、当社は、本新株発行に伴い、対象者との間で、大要、以下の概要をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約を締結いたします。

なお、本割当株式は、引受けを希望する対象者に対してのみ割り当てることとなります。

<譲渡制限付株式割当契約の概要>

(1) 譲渡制限期間

対象者は、2023年4月14日（払込期日）から2024年7月31日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象者が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は従業員のいずれかの地位にあったことを条件として、譲渡制限期間満了日において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象者が、譲渡制限期間中に任期又は雇用期間満了（ただし、定年退職後再雇用された場合は当該再雇用期間満了）、死亡その他当社取締役会が正当と認める理由により当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は従業員のいずれの地位も喪失した場合、当該喪失の直後の時点をもって、払込期日を含む月の翌月から当該喪失の日を含む月までの月数を15で除した数に、本割当株式の数に乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

(3) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点、又は、譲渡制限期間中に対象者が上記（2）に定める地位を喪失した直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象者が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合（ただし、組織再編等効力発生日が譲渡制限期間の満了時より前に到来するときに限る。）には、当社の取締役会の決議により、払込期日を含む月の翌月から組織再編承認日を含む月までの月数

を15で除した数に、当該時点において保有する本割当株式数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株発行は、割当予定先に支給された金銭債権を出資財産として行われるものであり、その払込金額は、恣意性を排除した価額とするため、東京証券取引所における当社普通株式の①2023年1月24日（取締役会決議日の前営業日）の終値である11,990円及び②2023年1月25日から2023年2月8日までの各取引日の終値の平均値（終値のない日数を除き、1円未満の端数を切り上げます。）のうち、より高い金額とします（注）。この算出方法によれば、払込金額は本新株発行に係る取締役会決議日直前の市場株価と同じ金額又は当該市場株価よりも高い金額となることから、対象者にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

（注）上記「1. 発行の概要」（注2）に記載の方法に従い、2023年2月8日に確定します。

以 上